告示

○総務省告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年一月十六日

総務大臣　川端　達夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政党新党きづな	内山　晃	渡辺浩一郎	東京都板橋区徳丸五―三―五	二四、一、四
大地・真民主党	鈴木　宗男	浅野　貴博	東京都千代田区永田町二―九―六	二三、一二、二八

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四〇六六	二三、一二、一六	早川　惠久
四〇六七	二三、一二、一六	市川　誠
四〇六八	二三、一二、一六	久保田ゆき子
四〇六九	二三、一二、一六	深川　鍵司
四〇七〇	二三、一二、一六	大橋　弘明
四〇七一	二三、一二、一六	吉井　敏昭
四〇七二	二三、一二、一六	佐久間秀之
四〇七三	二三、一二、一六	小西謙二郎
四〇七四	二三、一二、一六	関口　高弘
四〇七五	二三、一二、一六	塩田　龍海
四〇七六	二三、一二、一六	河原田新市
四〇七七	二三、一二、一六	長澤洋一郎
四〇七八	二三、一二、一六	八木　昭
四〇七九	二三、一二、一六	北御門　孝

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年一月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一六六七	房州　稔	二三、九、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○外務省告示第三号

平成二十三年十二月二十日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　西内和彦在トーゴ臨時代理大使

トーゴ側　エリオット・オイヌ国務大臣兼外務・協力大臣

平成二十四年一月十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四号

平成二十三年十二月二十日にポルトープランスで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　南健太郎在ハイチ臨時代理大使

ハイチ側　ローラン・サルヴァドール・ラモット外務・宗務大臣

平成二十四年一月十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五号

平成二十三年十二月二十一日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　東博史在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣

平成二十四年一月十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第31部として次のように加える。

第31部　追補(27)

内用薬品名	規格単位	薬価円
（ヒ）		
シクロスポリンカプセル10mg「BMD」	10mg1カプセル	85.20
シクロスポリンカプセル25mg「BMD」	25mg1カプセル	164.00
シクロスポリンカプセル50mg「BMD」	50mg1カプセル	269.10

○外務省告示第六号

平成二十三年十二月二十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「警察能力強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　警察能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　四億二千九百万円

3　署名者

日本側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使

国際連合開発計画側　マノッジ・バスンヤット在アフガニスタン事務所表

平成二十四年一月十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第8に第14部として次のように加える。

第14部　追補(13)

内用薬品名	規格単位
（ヒ）	
シクロスポリンカプセル10mg「FC」	10mg1カプセル
シクロスポリンカプセル25mg「FC」	25mg1カプセル
シクロスポリンカプセル50mg「FC」	50mg1カプセル